

介護老人福祉施設 月寒あさがおの郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する指定介護老人福祉施設月寒あさがおの郷（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員（以下「施設介護従事者」という。）が、要介護状態にある入所者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設介護従事者は、要介護状態にある入所者が可能な限りその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等の介護および日常生活上の世話・機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能の維持を図るよう努めるものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 月寒あさがおの郷
- (2) 所在地 札幌市豊平区月寒西1条11丁目2番35号

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は施設の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に施設運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医 師 1名（非常勤）
- (3) 生活相談員 2名（常勤専従）
利用者及び家族の日常生活全般の相談を行う。
- (4) 介護支援専門員 1名
- (5) 介護職員 30名以上
- (6) 看護師 5名以上（常勤専従）
- (7) 栄養士 2名（常勤専従）
- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤専従）

(利用定員及びユニット数並びにユニット定員)

第5条 施設の利用定員等は次の通りとする。

- (1) 利用定員 84名
- (2) ユニット数・定員 10名・6ユニット、12名・2ユニット

(サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設の内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービス提供

(利用料等)

第7条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは「介護保険負担割合証」の定めた割合（1割もしくは2割もしくは3割）とする。

2. 施設は前項の他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載している負担限度額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費

・1日あたりの利用者負担段階別の負担金は下記の通りである。(ユニット型個室)

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
利用者負担限度額	820円	820円	1,310円	1,310円	2,600円

なお、入院又は外泊時に居室を当該利用者のために確保している場合、居住費の支払を受けることができる。この時、負担限度額認定を受けている場合の外泊時費用算定対象期間は、認定証に記載している負担限度額の1日あたりの料金とする。

(2) 食費

・1日当りの利用者負担段階別の負担金は下記の通りである。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
利用者負担限度額	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

(3) 理美容代

別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(4) レクリエーション活動・クラブ活動

活動内容によって実費相当額を入居者より負担いただく場合がある。

(5) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を入居者より負担いただく場合がある。

(6) 貴重品の管理

入居者のご希望により、貴重品管理サービスを行う。

・ 1日当たり 50円

3. 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容の変更及び費用の変更がある場合には予め入居者に対し説明を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設介護従事者の指示に反した行為をしないこと。
- (2) 反社会的行為をしないこと。
- (3) 施設敷地内での喫煙は、行わないこと。
- (4) 施設において、金銭及び物品の賃借をしないこと。
- (5) 施設職員等に対してカスタマーハラスメント行為をしないこと。
- (6) その他、施設介護従事者の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 施設介護従事者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常時に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練を実施する。

- (1) 消火、避難警報、その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 可能な限り地域住民や関係機関を交え、所轄消防署等との連携及び避難、救出作戦等の実施。
- (3) 前号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(苦情対応)

第11条 施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情受付書を備え、苦情内容とそ

の対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

- 2 施設は、利用者からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第 12 条 施設は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

- 2 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(個人情報保護)

第 13 条 施設は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護する。

- 2 施設は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。
- 3 あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。
- 4 施設は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、施設介護従事者の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とし担保する。
- 5 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第 11 条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努める。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 管理者は虐待の発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- (2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は、身体拘束廃止委員会と一体的に行うものとする。また状況に応じ、法人本部や専門機関の参加を可能とし、オンラインでの研修を受講する。
- (3) 職員は、年 2 回以上虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は、虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案発生の原因と再発防止策について、

速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 施設は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 施設は、施設介護従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、感染防止対策及び定期健康診断を実施する。

3 事業所の会計は、他の事業と区分して管理する。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人溪仁会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 23 年 8 月 8 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日 改正施行。

平成 26 年 4 月 1 日 改正施行。

平成 27 年 4 月 1 日 改正施行。

平成 27 年 8 月 1 日 改正施行。

平成 28 年 4 月 1 日 改正施行。

平成 29 年 6 月 6 日 改正施行。

平成 30 年 4 月 1 日 改正施行。

令和 元年 5 月 1 日 改正施行。

令和 2 年 4 月 1 日 改正施行。

令和 3 年 4 月 1 日 改正施行。

令和 4 年 10 月 1 日 改正施行。

令和 5 年 4 月 1 日 改正施行。